



様式第3号

身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）

氏名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生（ ）歳	男・女
住所			
① 障害名	じん臓機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災, 疾病 先天性, 震災, 震災以外の天災, その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日	平成 令和	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
⑤ 総合所見（障害の程度を詳細に記入。）			
〔将来再認定 要（軽症化・重症化） ・ 不要 〕 〔再認定の時期 年 月 〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
年 月 日			
病院又は診療所の名称			
所在地			
診療担当科名 科 医師氏名 (自筆による署名又は記名押印)			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 〔障害程度等級についても参考意見を記入〕			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に			
・ 該当する（ 級相当）			
・ 該当しない			
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。			
2 障害区分や等級決定のため、兵庫県社会福祉審議会から改めて照会する場合があります。			
3 記入に際しては、消すことのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないでください。			
4 電子媒体での受付はしていません。診断書・意見書及び添付する検査データ等は紙媒体で作成してください。			

## じん臓の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○でかこむこと)

(1) じん機能

- ア 内因性クレアチンクリアランス値 (  $ml/分$ ・測定不能)  
 イ 血清クレアチニン濃度 (  $mg/dl$ )  
 ウ eGFR (推算糸球体濾過量) (  $ml/分/1.73 m^2$ )  
 エ 血清尿素窒素濃度 (  $mg/dl$ )  
 オ 24時間尿量 (  $ml/日$ )  
 カ 尿 所 見 ( )

(2) その他参考となる検査所見 (胸部エックス線、眼底不振、心電図等)

身長 \_\_\_\_\_ cm 体重 \_\_\_\_\_ kg

(3) 臨床症状 (該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症 (有・無) [ ]  
 イ じん不全に基づく消化器症状 (有・無) [食思不振、悪心、おう吐、下痢]  
 ウ 水分電解質異常 (有・無) [Na  $mEq/l$ 、K  $mEq/l$   
 Ca  $mEq/l$ 、P  $mg/dl$   
 浮腫、乏尿、多尿、脱水、肺うっ血、  
 その他 ( ) ]  
 エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) [ ]  
 オ エックス線写真所見上における骨異常栄養症 (有・無) [高度、中等度、軽度]  
 カ じん症貧血 (有・無) Hb  $g/dl$ 、Ht %  
 赤血球数  $\times 10^4/mm^3$   
 キ 代謝性アシドーシス (有・無) [ $HCO_3^-$   $mEq/l$  ]  
 ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧  
 /  $mmHg$   
 ケ じん不全に直接関連するその (有・無) [ ]  
 他の症状

(4) 現在までの治療内容

(慢性透析療法の実施の有無 (回数 /週、期間) 等)

(5) 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。(非該当)  
 イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの。(4級相当)  
 ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの。(3級相当)  
 エ 自己の身の周りの日常生活活動を著しく制限されるもの。(1級相当)

## 腎臓機能障害の認定基準

1 級相当	内因性クレアチンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。
3 級相当	<p>内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl以上、8.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか 2 つ以上の所見があるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a じん不全に基づく末梢神経症</li> <li>b じん不全に基づく消化器症状</li> <li>c 水分電解質異常</li> <li>d じん不全に基づく精神異常</li> <li>e エックス線写真所見における骨異栄養症</li> <li>f じん性貧血</li> <li>g 代謝性アシドーシス</li> <li>h 重篤な高血圧症</li> <li>i じん疾患に直接関連するその他の症状</li> </ul>
4 級相当	内因性クレアチンクリアランス値が 20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 3.0mg/dl 以上、5.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は 3 級相当の a から i までのうちいずれか 2 つ以上の所見のあるものをいう。
じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定する。	